

消費者支援機構福岡発 2019-036 号  
2019 年 9 月 20 日

学校法人福岡大学

理事長 貫 正義 様

適 格 消 費 者 団 体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行 弘  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号博多駅前 1 丁目ビル 302 号  
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

## 申し入れ活動終了と今度の対応に関するご通知

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2019年4月19日付け書面による当機構からの申し入れに対する貴法人からの2019年（令和元年）6月6日付け回答書を受領いたしました。

同回答書は、貴法人が、入学検定料の返還等を行う受験生に対して送付した説明文書に記載された内容とほぼ同内容の説明にとどまり、当機構の申し入れの趣旨に対するご回答はいただけませんでした。

そこで、当機構としては、引き続き貴法人に対し、2002年度（平成14年度）から2018年度（平成30年度）の福岡大学医学部の一般入学試験およびA方式推薦入学試験における受験者のうち浪人生（合格者を除く）に対し、入学検定料相当額の損害賠償金を支払うことを内容とする被害回復措置を講じるよう求めますが、貴法人からの回答に鑑みるならば、これ以上誠意ある回答は期待できないものと判断せざるを得ません。したがって、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復制度に従って手続きを迫行すべきこととなりますが、残念ながら、当機構は、現時点において、同法に基づく訴権を有する特定適格消費者団体としての認定を受けておりません。そこで、当機構としては、貴法人に対する本件申し入れ活動をひとまず終了させたいえ、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復請求訴権を有する既存の特定適格消費者団体と連携を取って今後の対応を進めさせていただくことといたしましたので、その旨ご通知させていただきます。

なお、本通知の内容等について当機構のウェブサイト等に適宜公表させていただきますのでご留意ください。

以上